

2020年6月12日

「知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言」に参加

ダイキン工業株式会社は、「知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言」の趣旨に賛同し、支援者として本宣言に参加します。



本宣言は、当社がすべての個人および団体による新型コロナウイルス感染症のまん延終結を唯一の目的とした開発・製造などの行為に対して、保有する知的財産権の権利行使を一定期間行わないことを宣言するものです。これにより、さまざまな企業や大学、研究機関が、参画企業の保有する知的財産権の調査や、そのためのライセンス交渉などに時間を割くことなく、迅速かつ最善の開発・製造ができるようになります。

当社はこれまでも、持続可能なビジネスの推進をめざし、空気・環境に関わる社会的課題の解決に取り組んできました。2015年には、環境負荷の小さい冷媒 HFC-32 (R32) を用いた空調機の特許 93 件を全世界に無償開放するなど、温暖化影響の低いエアコンの普及にも努めています。

新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大するなか、空気質や換気への人々の関心は高まっています。当社はグローバル空調メーカーとして、こうしたニーズを踏まえた新たな商品・システムの開発、培った技術・ノウハウを生かした情報発信、ソリューション提案など、様々な形で社会の要請に応じていきたいと考えています。新型コロナウイルスまん延終結に向けて、当社として出来る限りの取り組みを進めていきます。

■「知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言」の詳細

<https://www.gckyoto.com/covid19>

【お問い合わせ先】 ダイキン工業株式会社 コーポレートコミュニケーション室

本社 (06) 6373-4348 / 東京支社 (03) 6716-0112

E-mail: prg@daikin.co.jp